

令和6年8月28日

令和6年第5回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

認第 1 号	令和 5 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 2 号	令和 5 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	5
認第 3 号	令和 5 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	6
認第 4 号	令和 5 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	6
認第 5 号	令和 5 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	7
認第 6 号	令和 5 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について	7
認第 7 号	令和 5 年度恵那市水道事業会計決算の認定について	8
認第 8 号	令和 5 年度恵那市病院事業会計決算の認定について	8
議第 6 4 号	令和 5 年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 について	9
議第 6 5 号	令和 5 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及 び決算の認定について	11
議第 6 6 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	13
議第 6 7 号	恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正につい て	19
議第 6 8 号	恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について	21
議第 6 9 号	財産の取得について	23
議第 7 0 号	市道路線の認定について	25
議第 7 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	29
議第 7 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	31
議第 7 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	33
議第 7 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	35
議第 7 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	37
議第 7 6 号	令和 6 年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議第 7 7 号	令和 6 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1	

	号)	別冊
議第78号	令和6年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第79号	令和6年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第80号	令和6年度恵那市上財産区特別会計補正予算(第1号)	別冊
議第81号	令和6年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	別冊
議第82号	令和6年度恵那市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
議第83号	令和6年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算 (第1号)	別冊

認第 1号

令和5年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 2号

令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3号

令和5年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 4号

令和5年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5号

令和5年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 6号

令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7号

令和5年度恵那市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 8号

令和5年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第64号

令和5年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和5年度恵那市下水道事業会計未処分利益剰余金5,579,110円を建設改良積立金に積み立てる。
- 2 同法第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第65号

令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定
について

- 1 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金130,120,387円のうち1,500,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。
- 2 同法第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 66 号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 8 月 28 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

退職者医療制度並びに被保険者証及び資格証明書の廃止に関する所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 11 条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 12 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 14 条の見出し及び同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 を次のように改める。

第 14 条の 2 及び第 14 条の 3 削除

第 14 条の 5 及び第 14 条の 5 の 2 を次のように改める。

第 14 条の 5 及び第 14 条の 5 の 2 削除

第 14 条の 6 中「又は第 14 条の 2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 11 条の基礎賦課額と第 14 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 14 条の 6 の 2 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 14 条の 6 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 14 条の 6 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 14 条の 6 の 6 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号、第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 14 条の 6 の 7 及び第 14 条の 6 の 8 を次のように改める。

第 14 条の 6 の 7 及び第 14 条の 6 の 8 削除

第 14 条の 6 の 10 及び第 14 条の 6 の 11 を次のように改める。

第 14 条の 6 の 10 及び第 14 条の 6 の 11 削除

第 14 条の 6 の 12 中「又は第 14 条の 6 の 7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 14 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 14 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 17 条及び第 18 条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 14 条の 7 第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 17 条第 1 項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第 14 条の 2」及び「若しくは第 14 条の 6 の 7」を削り、「増加又は」を「増加若しくは」に改め、「減少した場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第 14 条の 5」及び「若しくは特例対象被保険者

等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第14条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の5」を削る。

第18条第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第4項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の7」を削り、同条第5項中「又は第14条の2」を削る。

第18条の3第1項中「又は第14条の5」を削り、同条第3項中「又は第14条の5」、「又は第14条の6の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第14条の5」を削り、同条第6項中「又は第14条の5」、「又は第14条の6の10」及び「、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の6第2項」と」を削る。

第18条の4第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の7」を削り、同条第4項及び第5項中「又は第14条の2」を削り、同条第7項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の6の7」を削り、同条第8項中「又は第14条の2」を削る。

第22条第1項中「6か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加える。

第28条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条及び第28条の改正規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第22条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年12月2日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に

伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和6年12月2日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第67号

恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正について

恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方公共団体における歯科保健医療業務指針の策定及び旧指針の廃止に伴い、基本的施策の実施内容を見直すため、この条例を定める。

恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

恵那市民の歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 26 年恵那市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「歯科口腔保健」の次に「及び子どもの健全な口腔機能の獲得」を加え、同条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（9） 災害発生時における歯科医療及び歯科保健の提供体制の確保並びに災害に備えた当該体制の整備を推進すること。

第 8 条第 6 号中「調査及び研究」を「調査研究、情報の収集及び提供並びに正しい知識の普及啓発」に改め、同号を同条第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 口腔機能が低下しやすい高齢期にある者に対して、オーラルフレイル（口腔機能が弱まっていく状態をいう。）の早期把握、回復及び予防の取組を推進すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第68号

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

恵那市福祉医療費助成に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号ア中「第 2 条の 4 第 7 項」を「第 2 条の 4 第 6 項」に、「第 2 条の 4 第 8 項」を「第 2 条の 4 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

議第70号

市道路線の認定について

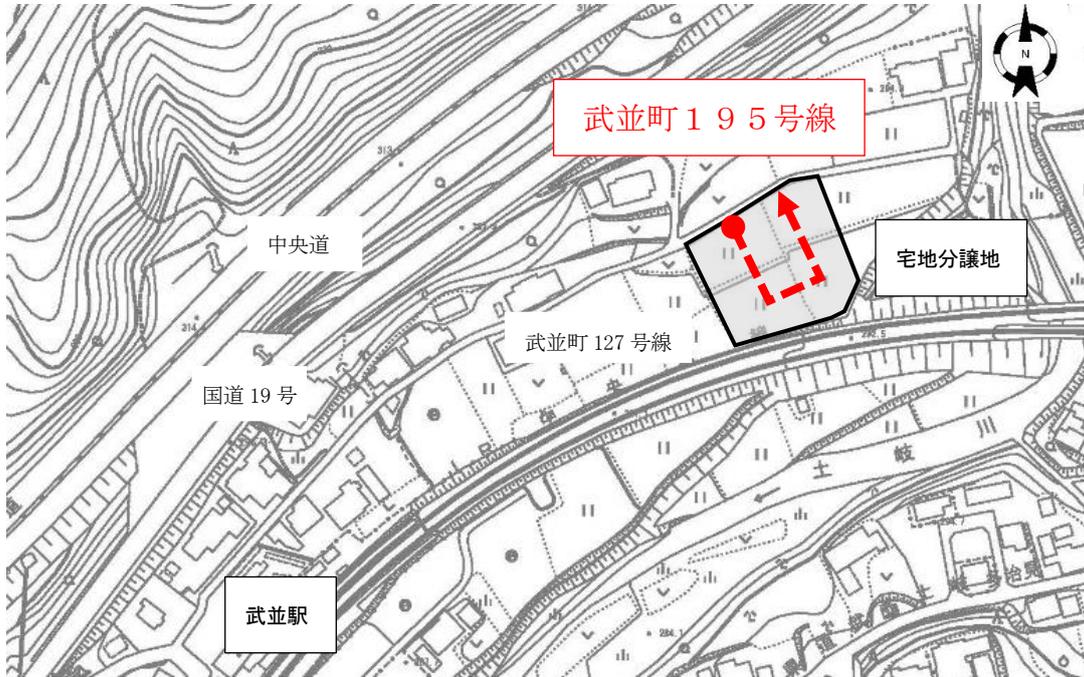
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

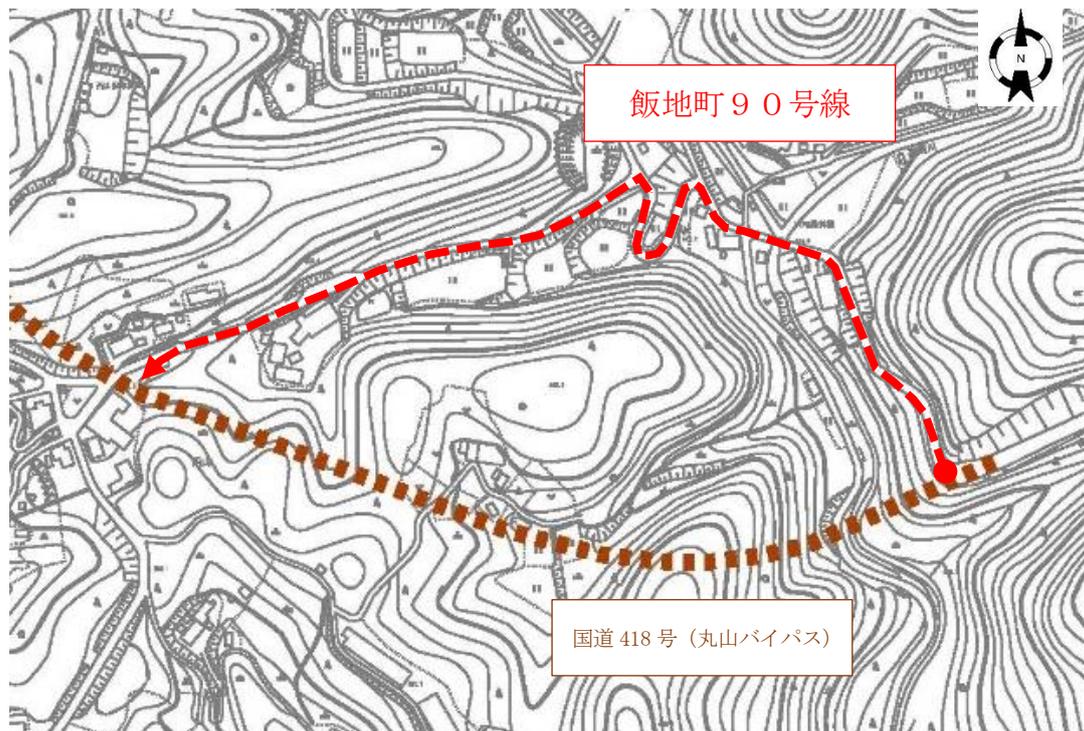
恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
05195	武並町195号線	恵那市武並町竹折字石仏	
		恵那市武並町竹折字石仏	
08090	飯地町90号線	恵那市飯地町字川端	
		恵那市飯地町字川端	
08091	飯地町91号線	恵那市飯地町字中屋	
		恵那市飯地町字中屋	
08092	飯地町92号線	恵那市飯地町字菜畑	
		恵那市飯地町字中屋	
08093	飯地町93号線	恵那市飯地町字中屋	
		恵那市飯地町字入野	

市道路線の認定
路線番号 05195 武並町195号線

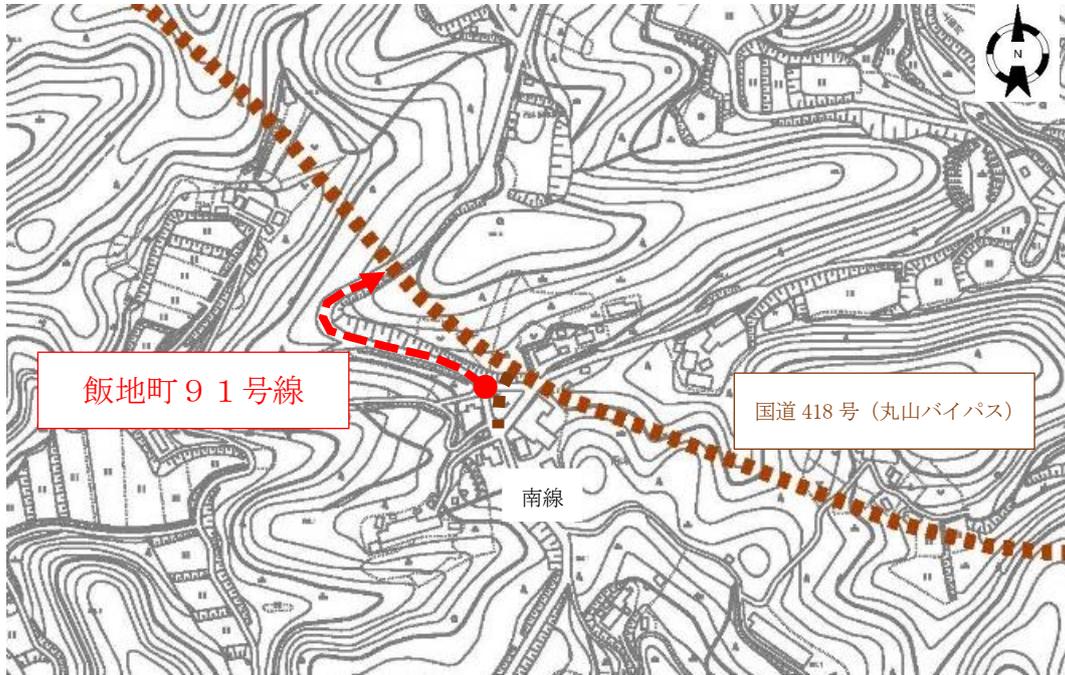


市道路線の認定
路線番号 08090 飯地町90号線



市道路線の認定

路線番号 08091 飯地町91号線



市道路線の認定

路線番号 08092 飯地町92号線



市道路線の認定

路線番号 08093 飯地町93号線



議第71号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 各務 素弘
生年月日

（提案理由）

現委員である各務素弘氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第72号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 市川 雅子
生年月日

（提案理由）

現委員である市川雅子氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第73号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 堀尾 佳裕
生年月日

（提案理由）

現委員である堀尾佳裕氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第74号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 堀 君史
生年月日

（提案理由）

現委員である堀君史氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

議第75号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 松岡 和美
生年月日

（提案理由）

現委員である松岡和美氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

